

## 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>(公告方法) 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に<u>掲示してする。</u></p> <p>(規約) 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。 2 <u>規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。</u></p> <p>(組合員の資格) 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 柔道整復師の資格を有し、開業している事業者であること。 (2) 組合の地区内に事業場を有すること。 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。</u> (1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）</u> (2) <u>暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者</u> (3) <u>暴力団員等を不当に利用していると認められる者</u> (4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている</u></p>	<p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に<u>掲示し、かつ、必要があるときは、熊本県において発行する熊本日日新聞に掲載してする。</u></p> <p>(規約) 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。</p> <p>(組合員の資格) 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 柔道整復師の資格を有し、開業している事業者であること。 (2) 組合の地区内に事業場を有すること。</p>

<p><u>と認められる者</u>  <u>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</u></p> <p>(加入)  第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、<u>本組合</u>に加入することができる。  2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。</p> <p>(加入者の出資払込み)  第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りではない。</p> <p><u>(脱退)</u>  <u>第12条 組合員は、事業年度の末日の90日前までに、脱退の旨を記載した書面で本組合にあらかじめ通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。</u>  <u>2 組合員は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第19条の規定に基づき、次の事由によって脱退する。</u>  <u>(1) 組合員たる資格の喪失</u>  <u>(2) 死亡又は解散</u>  <u>(3) 除名</u>  <u>(4) 公正取引委員会の排除措置命令</u></p> <p>(除名)  第13条 本組合は、次の各号の一に該当する<u>組合員を総会の議決により除名</u>することができる。この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。  (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員  (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員  (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員  (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員  (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員  <u>(6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員</u></p>	<p>(加入)  第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、<u>組合</u>に加入することができる。  2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。</p> <p>(加入者の出資払込み)  第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りではない。</p> <p><u>(自由脱退)</u>  <u>第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。</u>  <u>2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。</u></p> <p>(除名)  第13条 本組合は、次の各号の一に該当する<u>組合員を除名</u>することができる。この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。  (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員  (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員  (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員  (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員  (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員</p>
---	---

<p>(<u>脱退者の持分の払戻し</u>)</p> <p>第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。</p> <p>(<u>出資口数の減少</u>)</p> <p>第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の<u>終わり</u>においてその出資口数の減少を請求することができる。</p> <p>(1) 事業を休止したとき</p> <p>(2) 事業の一部を廃止したとき</p> <p>(3) その他特にやむを得ない理由があるとき</p> <p>2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。</p> <p>3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の<u>払戻し</u>）の規定を準用する。</p> <p>(<u>組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等</u>)</p> <p>第 18 条 本組合は、<u>組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>加入の年月日</u></p> <p>(3) <u>出資口数及び金額並びにその払込みの年月日</u></p> <p>2 本組合は、<u>組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</u></p> <p>3 <u>組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。</u></p> <p>4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、<u>1 週間以内</u>に本組合に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）<u>及び事業を行う場所を変更したとき</u></p> <p>(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき</p>	<p>(<u>脱退者の持分の払いもどし</u>)</p> <p>第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。</p> <p>(<u>出資口数の減少</u>)</p> <p>第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の<u>終り</u>においてその出資口数の減少を請求することができる。</p> <p>(1) 事業を休止したとき</p> <p>(2) 事業の一部を廃止したとき</p> <p>(3) その他特にやむを得ない理由があるとき</p> <p>2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。</p> <p>3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退者の持分の<u>払いもどし</u>）の規定を準用する。</p> <p>(<u>届出</u>)</p> <p>第 18 条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、<u>7 日以内</u>に本組合に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名<u>及び</u>名称（法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名）<u>又は事業を行う場所を変更したとき。</u></p> <p>(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき</p> <p>(3) 資本の額又は出資の総額が 5 千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 100 人を超えたとき</p>
---	---

(3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

(会計帳簿等の閲覧等)

第19条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記載された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(過怠金)

第20条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 第18条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第21条 (略)

(出資1口の金額)

第22条 (略)

(出資の払込み)

第23条 (略)

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(役員の数等)

第25条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 4人以上6人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員任期)

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第22条 (略)

(出資1口の金額)

第20条 (略)

(出資の払込み)

第21条 (略)

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定に当っては、100円未満の**は数**は切り捨てるものとする。

(役員の数)

第24条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 4人以上6人以内
- (2) 監事 1人又は2人

(役員任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員 の要件)

第27条 (略)

(理事長、副理事長及び専務理事の選定)

第28条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を代表理事とする。

- 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を伸長することを妨げない。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事的全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(役員 の要件)

第26条 (略)

(理事長、副理事長及び専務理事の選任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の職務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

- 判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する
- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第 30 条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第 31 条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第 32 条 役員は総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

(監事の職務)

第 28 条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、事務局長その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員選挙)

第 29 条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第 30 条 役員は総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とすることがどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第 33 条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問)

第 34 条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 35 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第 36 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

(総会の招集)

第 37 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 38 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の

その被指名人をもって当選とすることがどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第 31 条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第 32 条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、業界に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び事務局長)

第 33 条 本組合に、参事及び事務局長を置くことができる。

2 参事及び事務局長の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第 34 条 本組合に、参事及び事務局長のほか、職員を置くことができる。

(総会の招集)

第 35 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 36 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

発出は、組合員名簿に記録したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第40条 組合員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に

（臨時総会の招集請求）

第37条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第38条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。

3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第 41 条 総会の議事は、「法」に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第 42 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第 43 条 総会においては、出席した組合員（書面若しくは電磁的方法又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 38 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第 7 項の規定により招集の手続きを経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 44 条 (略)

(総会の議事録)

第 45 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(総会の議事)

第 39 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 40 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第 41 条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 36 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 42 条 (略)

(総会の議事録)

第 43 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決件数）

<p>(9) <u>議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）</u></p> <p>(10) <u>監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要</u></p> <p>(11) <u>監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要</u></p> <p>(理事会の招集権者)</p> <p>第46条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 <u>理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。</u></p> <p>3 <u>理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</u></p> <p>(理事会の招集手続)</p> <p>第47条 <u>理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなればならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>3 <u>本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p>(理事会の決議)</p> <p>第48条 <u>理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。</u></p> <p>2 <u>前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</u></p> <p>3 <u>理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。</u></p> <p>4 <u>理事が理事会の決議の目的である事項に</u></p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>第44条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 <u>理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。</u></p> <p>(理事会招集の手続)</p> <p>第45条 <u>理事会の招集は、会日の7日前まで日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の通知については、総会招集の通知に準ずるものとする。</u></p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第46条 <u>理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。</u></p> <p>(理事会の書面議決)</p> <p>第47条 <u>理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。</u></p>
--	--

ついて提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第 49 条 （略）

（理事会の議長及び議事録）

第 50 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日

（理事会の議決事項）

第 48 条 （略）

（理事会の議長及び議事録）

第 49 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第 43 条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 5 号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

<p>を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合</p> <p>③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合</p> <p>④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合</p> <p>4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。</p> <p>(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>② ①の事項の提案をした理事の氏名</p> <p>③ 理事会の決議があったものとみなされた日</p> <p>④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容</p> <p>② 理事会への報告を要しないものとされた日</p> <p>③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(委員会) 第51条 (略)</p> <p>(賛助会員) 第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。 2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員になることはできない。</p>	<p>(委員会) 第50条 (略)</p> <p>(賛助会員) 第51条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。 2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。</p>
---	--

3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

(事業年度)

第53条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第54条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第56条及び第57条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第55条 本組合は、出資金減少差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第56条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることができるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第57条 本組合は、第7条第1項第2号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第58条 本組合は、損失をてん補し、第54条の規定による利益準備金、第56条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとす

(事業年度)

第52条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第53条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第55条及び第56条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第54条 本組合は、減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第55条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第56条 本組合は、第7条第1項第2号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第57条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第53条の規定による法定利益準備金、第55条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してな

<p>る。</p> <p>(配当の方法)</p> <p>第 59 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において<u>本組合</u>の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において <u>本組合</u>の事業を利用した分量に応じてするものとする。</p> <p>2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。</p> <p>3 配当金の計算については、<u>第 24 条第 2 項の規定</u>を準用する。</p> <p>(損失金の処理)</p> <p>第 60 条 損失金のでん補は、特別積立金、<u>利益準備金、その他資本剰余金</u>の順序に従ってするものとする。</p> <p>(職員退職給与の引当)</p> <p>第 61 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき<u>退職給与を引き当てる</u>ものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 設立当時の役員の任期は、第 25 条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。</p> <p>2 最初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、本組合の設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>3 <u>この定款は令和 8 年 6 月 1 日から改定施行する。</u></p>	<p>お剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</p> <p>(配当の方法)</p> <p>第 58 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において<u>組合</u>の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において<u>組合</u>の事業を利用した分量に応じてするものとする。</p> <p>2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。</p> <p>3 配当金の計算については、<u>第 23 条第 2 項(持分)の規定</u>を準用する。</p> <p>(損失金の処理)</p> <p>第 59 条 損失金のでん補は、特別積立金、<u>法定利益準備金、資本準備金</u>の順序にしたがってするものとする。</p> <p>(職員退職給与の引当)</p> <p>第 60 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき<u>退職給与引当金を引当てる</u>ものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 設立当時の役員の任期は、第 25 条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。</p> <p>2 最初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、本組合の設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。</p>
---	---

なお、変更事項を注記すれば、次の通りであります。

(注記)

- (1) 第5条(公告方法)  
定款参考例にあわせて広告は本組合の掲示場に掲示してとする。
- (2) 第6条(規約)  
定款参考例に沿って第2項、第3項を追加する。
- (3) 第8条(組合員の資格)  
定款参考例に沿って暴力団等反社会的勢力の排除を追記する。
- (4) 第9条(加入)  
定款参考例に沿って「組合」を「本組合」に変更する。
- (5) 第10条(加入者の出資払込み)  
前条第1項を前条第2項に改める。
- (6) 第12条(脱退)  
法定脱退についても規定するため、定款変更例に沿って「自由脱退」を「脱退」に変更する。
- (7) 第13条(除名)  
定款参考例に沿って総会の議決により除名することを追加した条文に変更し、第6号を追加する。
- (8) 第14条(脱退者の持分の払戻し)  
定款参考例に沿って「払いもどし」を「払戻し」に、「もどす」を「戻す」に変更する。
- (9) 第17条(出資口数の減少)  
定款参考例に沿って「終り」を「終わり」に、「払いもどし」を「払戻し」に変更する。
- (10) 第18条(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)  
第18条を定款参考例に沿って「届出」を「組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等」とし、組合員名簿に関する規定に改め、届出義務を同条第4項として整理し、「7日以内」を「1週間以内」、「氏名及び名称(法人たる組合員)」を「氏名又は名称(法人組合員)」、「その代表者名)又は事業」を「その代表者名)及び事業」に変更。又組合員名簿を電磁的記録をもって作成するため「記載」を「記録」に変更する。
- (11) 第19条(会計帳簿等の閲覧等)  
定款参考例に沿って新条文を追加する。
- (12) 第20条(過怠金)  
第19条の追加に伴い条文を繰り下げし、2項2号については定款参考例に沿って「前条」を「第18条第4項」に変更する。
- (13) 第21条(延滞金)  
定款参考例に沿って第3章組合員に整理するため条番号を変更する。
- (14) 第22条(出資1口の金額)  
第19条の追加及び第21条の変更に伴い条文を繰り下げる。
- (15) 第23条(出資の払込み)  
第19条の追加及び第21条の変更に伴い条文を繰り下げる。
- (16) 第24条(持分)  
第19条の追加に伴い条文を繰り下げし、定款参考例に沿って「当っては」を「あたっては」に、「は数」を「端数」に変更する。
- (17) 第25条(役員の定数等)  
第19条の追加に伴い条分を繰り下げる。定款参考例に沿って「役員の定数」を「役員の定数等」に変更し、第2項を追加する。
- (18) 第26条(役員の任期)  
第19条の追加に伴い条文を繰り下げし、「通常総会の終結時まで任期を伸長することを妨げない」を、「理事の任期が通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する」、又監事の任期については、「就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する」と定款参考例に沿って伸長規程

を追加する。

- (19) 第 27 条 (役員 の 要件)  
第 19 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ る。
- (20) 第 28 条 (理 事 長、副 理 事 長 及 び 専 務 理 事 の 選 定)  
第 19 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ る。又、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「理 事 長、副 理 事 長 及 び 専 務 理 事 の 選 任 及 び 職 務」を 「理 事 長、副 理 事 長 及 び 専 務 理 事 の 選 定」と し、「理 事 会 に お い て 選 任 す る」を 「理 事 会 に お い て 選 定 す る」に 変 更 し、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項 を 削 除 す る。
- (21) 第 29 条 (代 表 理 事 の 職 務 等)  
定 款 参 考 例 に 沿 っ て 新 条 文 を 追 加 す る。
- (22) 第 30 条 (監 事 の 職 務)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「何 時」を 「い つ」に し、「事 務 局 長」を 「会 計 主 任」に 変 更、「組 合」を 「本 組 合」と す る。
- (23) 第 31 条 (理 事 の 忠 実 義 務)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「役 員 の 充 実 義 務」を 「理 事 の 忠 実 義 務」と し、「理 事 及 び 監 事 は」を 「理 事」と し、「定 款」を 「こ の 定 款」、「組 合」を 「本 組 合」と 条 文 を 変 更 す る。
- (24) 第 32 条 (役 員 の 選 挙)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「は かり」を 「諮 り」に 変 更 す る。
- (25) 第 33 条 (理 事 及 び 監 事 の 報 酬)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、役 員 の 報 酬 を 区 分 す る た め、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「役 員 の 報 酬」を 「理 事 及 び 監 事 の 報 酬」と し、「理 事 と 監 事 を 区 分 し て」を 「総 会 に お い て 定 め る」の 前 に 追 加 す る。
- (26) 第 34 条 (顧 問)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 変 更 例 に 沿 っ て 「及 び 相 談 役」を 削 除 し、併 せ て 第 2 項 の 「相 談 役 は、業 界 に 功 労 の あ る 者 の う ち か ら」を 削 除 す る。
- (27) 第 35 条 (参 事 及 び 会 計 主 任)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「事 務 局 長」を 「会 計 主 任」に 変 更。「決 す る」を 「議 決 す る」と し、第 3 項 を 追 加 す る。
- (28) 第 36 条 (職 員)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「事 務 局 長」を 「会 計 主 任」に 変 更 す る。
- (29) 第 37 条 (総 会 の 招 集)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「何 時 で も」を 「い つ で も」に 変 更 す る。
- (30) 第 38 条 (総 会 招 集 の 手 続)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て バ ー チ ャ ル 組 合 総 会 開 催 を 可 能 と す る た め 「場 所」を 定 め な い 条 文 に 変 更。第 2 項 の 「記 載 し た」を 「記 録 し た」、「あ て れ ば よ い」を 「宛 て て 行 う」と し、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項 を 追 加 す る。
- (31) 第 39 条 (臨 時 総 会 の 招 集 手 続)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「本 組 合」を 「理 事 会」に 変 更 す る と と も に 第 2 項 の 条 文 を 追 加 す る。
- (32) 第 40 条 (書 面 又 は 代 理 人 に よ る 議 決 権 又 は 選 挙 権 の 行 使)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「前 条」を 「第 38 条 第 1 項」と し、第 3 項、第 4 項 を 追 加 す る。
- (33) 第 41 条 (総 会 の 議 事)  
第 19 条、第 29 条 の 追 加 に 伴 い 条 文 を 繰 り 下 げ し、定 款 参 考 例 に 沿 っ て 「議 長 の 決 す る と ころ に よ る。」を 「議 長 が 決 す る。」に 変 更 す る。

- (34) 第 42 条 (総会の議長)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げし、定款参考例に沿って「又は組合員たる法人の代表者」を「組合員」に変更する。
- (35) 第 43 条 (緊急議案)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げるとともに、定款参考例に沿って「書面又は代理人」を「書面若しくは電磁的方法又は代理人」、「行使するもの」を「行使する者」、(同条第 7 項の規定により招集の手続きを経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項) を追加する。また、関連条文の条番号を変更する。
- (36) 第 44 条 (総会の議決事項)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。
- (37) 第 45 条 (総会の議事録)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。又バーチャル組合総会を可能とするための第 38 条の変更に伴い定款参考例に沿って条文を変更し、第 2 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号を追加する。
- (38) 第 46 条 (理事会の招集権者)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。又定款参考例に沿って「理事会の招集」を「理事会の招集権者」とし、理事会の招集権者の順位をあらかじめ定めた条文に変更する。
- (39) 第 47 条 (理事会の招集手続)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また、定款参考例に沿って「理事会招集の手続」を「理事会の招集手続」とし、条文を変更し、第 3 項を追加する。
- (40) 第 48 条 (理事会の決議)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。又、定款参考例に沿って第 46 条「理事会の議事」及び第 47 条「理事会の書面議決」を、第 48 条「理事会の決議」とした新条文に変更する。
- (41) 第 49 条 (理事会の議決事項)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。
- (42) 第 50 条 (理事会の議長及び議事録)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また、バーチャル組合総会を可能とする条文に変更するため、定款参考例に沿って第 2 項を変更し、第 3 項、第 4 項を追加する。
- (43) 第 51 条 (委員会)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。
- (44) 第 52 条 (賛助会員)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また、第 8 条第 2 項の追加に伴い定款参考例にあわせて第 2 項を追加し、第 2 項を第 3 項とする。
- (45) 第 53 条 (事業年度)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また、定款参考例に沿って「終る」を「終わる」に変更する。
- (46) 第 54 条 (利益準備金)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げし、定款参考例に沿って「法定利益準備金」を「利益準備金」、「出資総額に相当する」を「出資総額の 2 分の 1」、「毎事業年度の利益剰余金 (ただし、前期繰越損失金)」を「当期純利益金額 (前期繰越損失金)」、「とりくずさない」を「取り崩さない」とする。また、関連条文の変更に伴った修正を行う。
- (47) 第 55 条 (資本剰余金)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。定款参考例に沿って「資本準備金」を「資本剰余金」、「減資差益」を「出資金減少差益」、「払いもどしをしない金額を含む。) は、資本準備金」を「払戻しをしない金額を含む。) を「その他資本剰余金」と変更する。
- (48) 第 56 条 (特別積立金)  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。定款参考例に沿って第 1 項の「毎事業年度の利益剰余金」を「出資総額に達するまでは、当期純利益金額」とし、「ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする」を追加する。

- (49) 第 57 条（教育情報費用繰越金）  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。定款参考例に沿って「法定繰越金」を「教育情報費用繰越金」とし、「毎事業年度の利益剰余金」を「当期純利益金額」に変更する。
- (50) 第 58 条（配当又は繰越し）  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。定款参考例に沿って条文を変更するとともに関連条文の条番号を変更する。
- (51) 第 59 条（配当の方法）  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また定款参考例に沿って「組合」を「本組合」に変更し、第 3 項は関連条番号に変更し、「持分の規定を」の「持分」を削除する。
- (52) 第 60 条（損失金の処理）  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また定款参考例に沿って「法定利益準備金、資本準備金」を「利益準備金、その他資本剰余金」に変更する。
- (53) 第 61 条（職員退職給与の引当）  
第 19 条、第 29 条の追加に伴い条文を繰り下げる。また定款参考例に沿って「退職給与引当金を引当てる」を「退職給与を引き当てる」に変更する。
- (54) 附則  
定款参考例に沿って「付則」を「附則」に変更。定款参考例に沿って第 2 項の条番号を変更し、第 3 項に改定施行年月日を追加する。